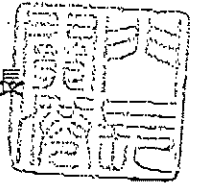


港長公示第6号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和5年7月26日

関門港長



関門港小倉区砂津泊地における航泊の禁止について

関門港小倉区砂津泊地において、花火行事が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

令和5年8月4日（金）午後7時50分から午後9時10分までの間
（ただし、午後9時10分までに行事が終了し安全が確認できた場合は、終了時までとする。）

2 区域（別図参照）

次の各地点を結んだ線及び新砂津大橋以北の陸岸により囲まれた海域

イ 北緯33度53分35.7秒 東経130度53分33.5秒

ロ 北緯33度53分26.5秒 東経130度53分37.4秒

3 備考

（1）航泊禁止期間中、現場付近に警戒船2隻が配備される。

（2）航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同艇から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域図

